

兵庫県がん診療連携協議会 がん登録部会主催
2019年度第2回兵庫県院内がん登録実務者ミーティング（議事録）

日時：令和2年2月14日（金）14時～16時
場所：兵庫県立がんセンター 2階大会議室
出席者：49名（がん登録部会会員）

1 開会 （安東正子がん登録部会副部長 挨拶）

2 議事

(1) 兵庫県がん診療連携協議会ホームページ公表案について （山口真理子がん登録部会副部長 説明）

- ・2017年症例大腸・胃・肺について施設別治療法のがん登録件数と割合（全病期）公表案を作成。不明点等あれば兵庫県立がんセンター診療情報管理室に要連絡
- ・2月20日の幹事会での承認後に公表されるため、各施設は公表にあたっての承認を要取得
- ・肺の集計に関して国がんは非小細胞がん・小細胞がんとして集計。協議会ホームページでは2017年症例まで合算して集計していたが今後、国がんに沿った方法で集計するか要検討
- ・国がん集計では5大がん以外も集計されている。今後の兵庫県の集計として3大がんだけでよいか検討必要

(2) 全国がん登録の情報提供～病院等への予後情報還元申請について～

（兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課がん・難病対策班 渡邊克幸班長 説明）

(3) グループワークと質疑応答 ～予後情報還元申請の疑問点等の情報共有・各施設における院内がんマニュアルの個人情報保護や院内規定の情報共有～

- ・「申請書類の提出→審査→還元」の一連の流れの所用日数は？→申請書類に不備がなければ1週間～10日で情報還元の予定
 - ・申請書類様式第2-2号「2利用者の範囲」について 異動等で利用者の範囲に変化があればどうすればよいか？→①「全国がん登録に係る兵庫県がん情報利用規約（平成31年1月11日兵庫県知事策定）の「7申出文書等の変更」の「(1)提供依頼申出者は、申出文書の記載事項に以下の変更が生じたときは、直ちに変更依頼申出文書を知事に提出するものとする。」の「①利用者の人事異動等に伴う所属・連絡先、氏名に変更が生じた場合」又は「②利用者を追加又は除外する場合」に該当する。
②「全国がん登録に係る兵庫県がん情報提供事務処理要綱（平成31年1月11日から施行）」の「第11利用期間中の対応」の「6提供依頼申出者は、利用期間中に、次に掲げる申出内容に関する変更を希望する場合は、知事に変更依頼申出文書（様式第7号）を提出するものとする。」の「(1)利用者の所属、氏名等の変更」又は「利用者の追加及び除外」に該当する。
③①及び②に基づき、当該医療機関は「変更依頼申出文書」（様式第7号）を県疾病対策課へ提出願いたい。
 - ・県から提供を受けたがん情報が実際に漏洩した時の責任はどうか？→当該医療機関のみならず、場合によっては、県も責任を問われることもある。
 - ・県外在住者の情報も還元あるのか→あり
 - ・施設側の利用目的に合わないデータ還元だった場合はどうか？→まずは県疾病対策課に連絡を個別に対応する
 - ・医師が個別に全国がん登録予後情報還元申請するのは可能か？→院長名で予後情報還元申請可（申請書様式第2-2号及び3号）複数回提出可能
- * 県の方針：
- ①各医療機関は申請書類を作成後、まずは県疾病対策課へ相談願いたい。（相談先：渡邊班長、西村主査）
 - ②作成された申請書類の内容等を県疾病対策課で確認後、各医療機関毎（個別）に助言等をさせていただく。

3 閉会 （山口真理子がん登録部会副部長 挨拶）